農政クラブ 記者レク

諫早湾開門請求異議訴訟に関する最高裁への要請書提出について

有明海漁民・市民ネットワーク

諫早湾の開門をめぐる請求異議訴訟が、最高裁に上告され審理中です。原審である福岡高裁の差し戻し審判決は、司法のルールを逸脱した事実上の「再審」とも言える不当な判決であり、干拓事業や有明海の漁業・自然環境に関して事実誤認も多くあることから、有明海漁民・市民ネットワークでは最高裁に原判決の破棄を求める要請書を10月26日に提出しました。

この要請書には、WWFジャパン、日本野鳥の会、日本自然保護協会、日本環境会議などをはじめとする団体が賛同しています。諫早湾の干拓堤防閉め切りから四半世紀経った今も、環境問題や各地の公共事業の問題に取り組む市民団体が、諫早湾干拓の問題に関心を持ち続け、開門による漁業・自然環境の再生を望んでいることが分かります。

なお、有明海漁民・市民ネットワークの要請書とは別に、諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会、日本ベントス学会自然環境保全委員会もそれぞれの立場から独自の要請書を最高裁に提出しました。今回の記者レクではその2団体の担当者もZoomで参加し、今回の要請書提出の経緯や趣旨について説明します。

●記者レク出席者

- ・菅波 完(有明海漁民・市民ネットワーク事務局長)
- ・陣内隆之(有明海漁民・市民ネットワーク)
- 横林和徳(諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会事務局長)
- ・佐藤慎一(静岡大学理学部教授/日本ベントス学会自然保護委員会委員長)

●添付資料

- ・諫早湾開門請求異議訴訟差し戻し審判決の破棄を求める要請/賛同団体一覧 (有明海漁民・市民ネットワーク)
- ・ 諫早湾開門請求異議訴訟の最高裁審理において和解による解決を求める要請書 (諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会)
- ・ 諫早湾干拓問題において有明海異変の根本的な解決を求める要望書 (日本ベントス学会自然環境保全委員会)

●参考資料 URL

- ・上告理由書 よみがえれ!有明訴訟弁護団 http://www.ariake-gyomin.net/info/221000saikousai/220602jyoukoku.pdf
- ・上告理由書 錦織 淳 (弁護士/有明海漁民・市民ネットワーク顧問) http://www.ariake-gyomin.net/info/221000saikousai/220603.jyoukoku.pdf
- *本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。 有明海漁民・市民ネットワーク東京事務局 TEL/FAX 03-3986-6490

有明海庶氏・市氏不ツトワーク東京事務局 IEL/FAX 03-3980-0490 携帯電話 090-7261-6125 Eメール yajima@kje.biglobe.ne.jp (矢嶋 悟) 最高裁判所第三小法廷 御中

(事件番号:令和4年(才)第900号、令和4年(受)第1134号)

諫早湾開門請求異議訴訟差し戻し審判決の破棄を求める要請

有明海漁民・市民ネットワーク

諫早湾干拓潮受け堤防排水門の常時開放(以下、開門)を命じた2010年福岡高裁確定判決(以下、確定判決)についての請求異議訴訟差し戻し審で、2022年3月25日、福岡高裁は、国(農水省)側の請求を認め開門の強制執行を認めないという判決(以下、原判決)を下しました。この判決の上告審が、現在、最高裁貴法廷で審理されています。私たちは、以下に述べる理由により、原判決の破棄を求めます。

1. 請求異議訴訟における事実上の「再審」は認められない

請求異議訴訟は、判決後(正確には口頭弁論終結後)に生じた事情の変動を理由に、確定判決の執行力の排除を求める裁判です。判決前の事実関係を審理し直すことは再審であり、請求異議訴訟ではありません。ところが原判決では、開門を5年間に限った確定判決を「仮定的・暫定的な利益衡量を前提にした特殊な判決」であるとして、判決後だけでなく判決前の事実関係も「現時点で改めて検討・判断するのが相当」と、確定した判決の基礎となった事実にまで踏み込んで訴訟を蒸し返す事実上の「再審」を行いました。

しかし、原判決が命じた5年間に限った開門とは、漁業行使権に基づく妨害排除請求権として「開門による漁場・漁業環境の改善に有意な変化が現に生ずるため必要かつ不可欠な最低限の期間」を認めたものであり、「暫定的・仮定的性格」は全くありません。既判力を有する確定判決について、こうした誤った前提で、ルール違反である事実上の「再審」に踏み込んだ原判決は、当然破棄されなければなりません。

2.「漁獲量は増加傾向」など、事実を誤認した不当な判決である

しかも、原判決は事実誤認による判断が各所に見られます。中でも、確定判決が判断の対象としなかった魚類以外の漁獲量が「増加傾向」にあることをもって「侵害の程度は軽減し、今後もこのような傾向が見込まれる」と判示していることは問題です。具体的には確定判決後のシバエビの漁獲増加を指していますが、これは全体の中での特異な現象であり、2018年にはシバエビの漁獲さえも減少しています。潮受け堤防閉め切り以前からの長期的な視野で見れば、漁獲量の減少は続いています。原判決においても「潮受け堤防閉め切り」と「漁獲量の有意な減少」との因果関係を肯定しています。にもかかわらず、シバエビの一時的な漁獲増をもって確定判決の執行力の排除を認めており、著しく論理性を欠いた不当な判決です。

3. 国の勝訴は三権分立の法秩序を乱す新たな判例となる

確定判決に基づいて漁業者側が開門を求めることを「権利乱用」と認定した原判決は、権利乱用の要件を「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する」とした昭和62年の最高裁判例から大きく逸脱しています。すなわち、原判決は確定判決を国が守らないことを司法が認めたものであり、当然破棄されなければなりません。

もし国の主張が認められるのであれば、これが新たな判例となり、三権分立の法の秩序は一気に 乱れ、司法が成り立たなくなります。「意に沿わぬ判決には従わず、既成事実を重ねれば、いずれほ ごにできる。国がとった手法は、社会に深刻なモラルハザードを招きかねない」(朝日新聞社説 2022 年3月30日)などメディアや学者から様々に指摘されているとおりです。

開門をめぐる司法判断の統一という視点にのみ執着し、理不尽な国の主張をそのまま認めることは、社会全体に取り返しが付かない深刻な影響をもたらすことになります。

4. 前提条件をつけない和解協議以外に解決の道はない

その意味で、開門をめぐる問題は、差し戻し審の過程で示された「和解協議に関する考え方」に沿った解決しかありません。この「考え方」では、「柔軟かつ創造性の高い解決策を模索する」、「必要に応じて利害関係のある者の声にも配慮し」、「当事者双方が腹蔵なく協議・調整・譲歩することが必要である」といったことが述べられ、開門しないことを前提とする漁業振興基金創設による和解案に固執する国(農水省)に対して「国民の利害調整を総合的・発展的観点から行う広い権能と職責を有する控訴人(国側)の、これまで以上の尽力が不可欠」と指摘しています。解決のためには前提条件をつけずに和解協議を行うことが重要であり、最高裁はその道筋を整える役割を果たすべきです。

以上、私たちは、最高裁が、三権分立の社会や法秩序に与える影響を慎重に検討し、公正な判断により、原判決を破棄することを求めます。国は有明海再生のための様々な事業を行っていますが、有明海の漁業被害は深刻化するばかりです。残された道は開門しかありません。開門確定判決は被害漁民のみならず開門を願う全国の市民にとって唯一の希望です。司法の賢明な判断と指導によって、和解による解決の道が開かれることを切望します。

*この要請には50団体が賛同しています (賛同団体は次ページ以降に記載)

*本件に関する連絡先

有明海漁民・市民ネットワーク 東京事務局 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷 3-11-4-205 SY スタジオ内 TEL/FAX 03-3986-6490 Eメール ph@ariake-gyomin.net

諫早湾開門請求異議訴訟差し戻し審判決の破棄を求める要請 賛 同 団 体 (50 団体)

WWF ジャパン (公益財団法人世界自然保護基金ジャパン)

公益財団法人日本野鳥の会

公益財団法人日本自然保護協会

日本環境会議(JEC)

ラムサール・ネットワーク日本

JCFU 全国沿岸漁民連絡協議会

諫早湾の干潟を守る諫早地区共同センター

「よみがえれ!有明海訴訟」を支援する長崎の会

よみがえれ!有明訴訟を支援する佐賀の会

よみがえれ!有明訴訟を支援する福岡の会

「よみがえれ!有明海訴訟」を支援する東京・首都圏の会

有明海再生 NET

ウエットランドフォーラム

高尾山の自然をまもる市民の会

高尾・浅川の自然を守る会

バイオダイバーシティ・インフォメーション・ボックス

Okinawa Environmental Justice Project

石木川まもり隊

語やびら沖縄 もあい練馬

NPO 法人 21 世紀の水産を考える会

食政策センター・ビジョン 21

福島原発かながわ訴訟原告団

民主と自治の会

市民 SOHO 蒼生舎

公共事業改革市民会議

上関原発の根っこを見る会

いのちと未来を見つめる会・松ケ江

辺野古・高江を守ろう!NGO ネットワーク

原発事故被害者団体連絡会

沖縄環境ネットワーク

水源開発問題全国連絡会

いずみおおつ法律事務所

大阪アスベスト弁護団

東京・地域ネットワーク

スーパー堤防問題を考える会

全国公害弁護団連絡会議

東京の水連絡会

認定 NPO 法人野生生物保全論研究会

アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム

一般社団法人 JELF (日本環境法律家連盟)

緑の党グリーンズジャパン

農民運動全国連合会

家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン (FFP_J)

とくしま自然観察の会 水問題とハッ場ダムを考える千葉の会 日本国民救援会長崎県本部諫早支部 新日本婦人の会長崎県本部諫早支部 全日本年金組合長崎県本部諫早支部 川辺川利水訴訟原告団 海の生き物を守る会 最高裁判所 第三小法廷 御中

(事件番号:令和4年(オ)第900号、令和4年(受)第1134号)

諫早湾開門請求異議訴訟の最高裁審理において和解による解決を求める要請書

諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会 代表世話人 古賀 勝

私たちは 2016 年以来、地元諌早の開門に反対する人が多い地域を 500 軒ほど訪問し、「話し合いの場を求める賛同署名」にとりくんできました。この活動のなかで分かったことを踏まえて、2019 年 4 月 15 日付けで、差し戻し前の本件訴訟が係属していた第 2 小法廷に「国営諫早湾干拓事業に関する開門反対地域の住民の思いを踏まえての要望書」を提出し、和解による話し合い解決を求めました。

開門に反対する人が多い地域住民の理由は

- ① 「開門すると干拓事業以前のように浸水被害が起こる」
- ② 「漁業者は既に補償金をもらっている」が主な開門反対理由でした。

私たちはこの地域訪問のなかで、「漁業者の開門要求を対策なしでの全開門と受け取っていること」「事業による漁業権完全放棄の漁業者の補償金額と今裁判で開門を求めている漁業者に対する格段に少ない影響補償額を混同していること」が分かりました。また、漁業者が裁判で主張している現在の調整池の水位で潮を出し入れする開門方法(3-2 開門方法)は知らない人が8割前後であることも分かりました。

このような状況から、地元住民間の率直な話し合いの場が必要であることを痛感しました。現に私たちが開門確定判決を受けて、九州農政局作成のいわゆる「開門アセス」で検討対象の一つとされ、漁民の皆さんが開門反対派の立場を考慮して提案した3-2開門方法を示すと、これなら開門を理解できると共感される農業者と会うこともできました。

このような体験から私たちは差し戻し審の福岡高裁が提示された「和解協議に関する考え方」を感動的に受け止め、大いなる期待も持ったのであります。しかしながら判決では国の請求異議を認める判決となりました。

以下、この判決で不可解に感じる点を上げます。

① 開門を対策なしの全開門の前提に立って、被害を想定していることです。判決で「調整池の水位を現状のように低く保っておく必要性がより高まっている」としていますが漁

業者が主張する3-2開門では低く保たれるわけで、この開門方法を一顧だにしないのは不当です。

- ② 「一人当たりの漁獲量は増加傾向」としていますが、不漁による漁業者の数の減少を軽視しています。現状では子供に後を継がせたくとも不漁でできない、とあちこちで聞く実態です。今では水質の悪い海水で生息するというクラゲさえ、不漁と聞きます。
- ③ 「常時開放で営農上の支障が大きい」と言いますが、調整池への海水導入で夏の高温障害や冬の寒害が少なくなることは明らかです。これは高来町で冬は干拓事業以前と比較し平均2~3℃低下したという研究者の報告があります。開門のために代替水源を設置すれば営農上の利益は増し、ミクロシスチン毒が懸念される調整池の水利用もなくなります。
- ④ 「調整池内の自然干陸地はすべて冠水する」としていますが、ここも 3-2 開門を考慮しない全開門の立場から判断しています。3-2 開門では現在の干陸地は保全されます。
- ⑤ 判決は排水門の常時開放で「現在の生態系や自然環境等は再び変容を余儀なくされる」と言いますが、調整池は未だに水質基準を満たしていません。本来の自然環境は本明川を始めとした河川の流れを調整池で遮断することなく、川と海をつなぎ、うなぎやカニが遡上し、そのような自然と人が交流する環境と考えます。

国はこれまで開門反対を地元の意向でもあるとしてきました。しかし、その意向とは過去 浸水被害に苦しんだ住民の、「開門すると以前のように浸水被害が起こる」という先入観に よると言わざるを得ません。その声が県議会・市議会に反映し、国への開門反対の上申とな ってきました。

私たちは代替水源を確保し、3-2 開門方法が住民に共有される事態になれば、干拓問題は解決の見通しが立つと判断します。

以上を踏まえて、次のことを要望します。

<u>貴裁判所におかれましては、和解協議を実現していただきますように要請します。</u> 和解協議が設定できない時は原判決の破棄を要請します。

なお、開門に反対する人が多い地域を含めて、多くの住民が話し合いの場を求めている証として、署名用紙とその呼びかけ文、呼掛け人208人分の住所・氏名と賛同者3、941人分の氏名、諫早市内居住者はその町名、他は市・郡(町)・県名を添付します。

事務局 長崎県諫早市小船越町670-15 横林和徳 TEL 0957-26-6602 最高裁判所 第三小法廷 裁判長裁判官 長嶺 安政 殿 裁判官 宇賀 克也 殿 裁判官 林 道晴 殿 裁判官 渡邉 惠理子 殿 裁判官 今崎 幸彦 殿

事件番号: 令和4年(才) 第900号、令和4年(受) 第1134号

諫早湾干拓問題において有明海異変の根本的な解決を求める要望書

日本ベントス学会自然環境保全委員会 委員長 佐藤 慎一

日本ベントス学会自然環境保全委員会は、福岡高等裁判所裁判官へ2020年6月29日に「諫早湾干拓事業の常時開門確定判決無効化の見直しを求める要望書」、2021年5月26日に「諫早湾干拓問題の和解協議において根本的な解決を求める要望書」をそれぞれ提出しました。これらの要望書では、「令和元年(ネ)第663号請求異議控訴事件」に関して、2010年の確定判決以降の有明海における環境と生物の変化について幅広く科学的データを収集した上で、多角的な視野から有明海異変の根本的な解決を目指して審理されることを要望しました。

さらに本委員会では、要望書の提出以外にも、最新の有明海研究を取り上げた特集を日本ベントス学会誌で公表してきました。これらの研究論文では、諫早湾潮受け堤防の締め切りが有明海の潮流に影響を与え、赤潮の頻発や大規模な貧酸素水の発生をもたらしたこと(資料1:堤 2019,資料5:堤 2021)や、干拓調整池からの排水が潮受け堤防外側の海域生態系に悪影響を及ぼしたこと(資料2:高橋 2019)などが研究成果として示され、これらの有明海における環境変化が近年の漁獲量減少の主な原因である可能性が高いと指摘されています(資料5:堤 2021)。

また、過去 25 年間に毎年蓄積された定量データから、有明海の魚介類の主要な食料となるゴカイ類やヨコエビ類などの底生動物(ベントス)群集は、諫早湾干拓調整池や堤防外側の諫早湾口から有明海奥部海域だけでなく、有明海湾口部までの全域において1997年の潮受け堤防締め切り後に生息密度が減少し、それが2002年の短期開門調査で一時的に増加しましたが、短期開門終了後は2010年の確定判決を経て現在に至るまで底生動物群集の回復傾向はまったく見られていないという観察事実が示されています(図 1, 2, 資料 1: 佐藤・東2019, 資料 3: 佐藤ら2020a, 資料 4: 佐藤ら2020b)。

これらの長年にわたる継続的な研究成果は、諫早湾潮受け堤防の締め切りや短期開門が諫早湾周辺にとどまらず、有明海全域の環境と生物相に影響を及ぼしたことを明示し

ています。これは、福岡高等裁判所の判決文に書かれている確定判決後の漁獲量の増加傾向とは相容れない観察事実であり、このままの状態では有明海における海洋生態系の回復は望めません。また、干拓調整池の底生動物相は、堤防締め切り後に多くの海産種が消滅し、その後はわずかな日和見種のみが高密度で生息しましたが、短期開門終了後はそれらの種も見られなくなり、2010年の確定判決後も現在に至るまでイトミミズ類とユスリカ幼虫などが生息する場所となっています(図 2、資料 3: 佐藤ら 2020a)。福岡高等裁判所の判決文では、調整池で新たに形成された生態系への考慮が必要とされていますが、現地で実際に観察された底生動物相の衰退とはまったく相反する状況です。

一方、2002 年 4-5 月に実施された短期開門では、27 日間の海水導入により、調整池や有明海奥部海域において、底生動物が一時的に増加したことが明らかになっています(図 1, 2, 資料 1: 佐藤・東 2019, 資料 3: 佐藤ら 2020a)。これらの事実は、調整池への海水導入が、短期開門終了後に実施されてきた海底耕耘や覆砂などの対症療法的な対策に比べて、はるかに即効性のある有効な手段であることを明確に示しています。

これらの研究成果の論文別刷(資料 1-5)を参考資料として添付します。貴裁判所においれましては、様々な研究分野の学術的な知見を踏まえて、諫早湾干拓問題において有明海異変の根本的な解決を目指していただきますようお願いいたします。

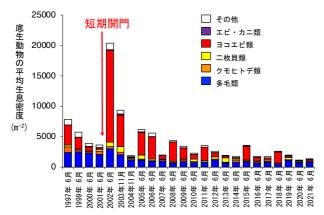


図 1. 有明海奥部 50 定点における 1 m^2 当たりの底生動物の高次分類群別 生息密度の経年変化($1997\sim2021$ 年)。佐藤・東(2019)を改変。

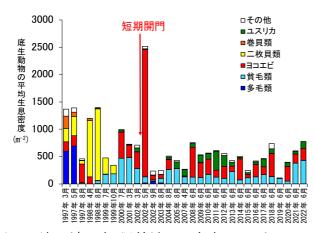


図 2. 諫早湾干拓調整池 16 定点における 1 m^2 当たりの底生動物の高次分類群別生息密度の経年変化($1997\sim2022$ 年)。佐藤ら(2020a)を改変。

添付資料

資料 1

- 佐藤慎一・東 幹夫 2019. 諫早湾潮止め後 20 年間の有明海における底生動物変化. 日本ベントス学会誌 73(2): 120-123.
- 髙橋 徹 2019. 潮受け堤防による海域生態系の疲弊に追い打ちをかける調整池排水. 日本ベントス学会誌 73(2): 123-128.
- 堤 裕昭 2019. 有明海奥部海域の環境異変のメカニズムと諫早湾干拓事業の関係. 日本ベントス学会誌 73(2): 128-130.
- 松政正俊・高橋 徹・金谷 弦・木村妙子・折田 亮・佐藤慎一 2019. メーリングリストを利用した諫早湾問題に関するアンケート: 実施の経緯と概略. 日本ベントス学会誌 73(2): 131–132.

資料 2

- 折田 亮・佐藤正典・佐藤慎一・近藤 寛・松尾匡敏・東 幹夫・山西良平・Yusof Shuaib Ibrahim・松下 聖・下村真美 2019. 有明海における多毛類 24 種の分布: 1997 年・2002 年・2007 年の調査に基づく 10 年間の変化. 日本ベントス学会誌 74(1): 43-63.
- 山中崇希・佐藤慎一・松尾匡敏・佐藤正典・東 幹夫 2019. 諫早湾潮受け堤防閉切り後の有明海 全域における水質・底質変化と二枚貝類・ヨコエビ類・多毛類の群集構造変化. 日本ベントス 学会誌 74(1): 64-74.
- 大高明史・佐藤慎一・東 幹夫 2019. 潮受け堤防締め切り後の諫早湾干拓調整池における水生貧 毛類群集の経年変化. 日本ベントス学会誌 74(1): 75-80.

資料 3

- 首藤宏幸・松尾匡敏・佐藤慎一・東 幹夫 2020. 諫早湾潮受け堤防の締め切り後5年間の有明海中央部における底生端脚類群集の変化. 日本ベントス学会誌74(2):100-108.
- 近藤繁生・桃下 大・佐藤慎一・東 幹夫 2020. 1998 年から 2018 年までに諫早湾干拓調整池から得られたユスリカ幼虫. 日本ベントス学会誌 74(2): 109-114.
- 佐藤慎一・東 幹夫・松尾匡敏・大高明史・近藤繁生・市川敏弘・佐藤正典 2020a. 諫早湾干拓 調整池における水質・底質ならびに大型底生動物群集の経年変化. 日本ベントス学会誌 74(2): 115-122.

資料 4

佐藤慎一・東 幹夫・山中崇希・依田優介・松尾匡敏・佐藤正典 2020b. 1997-2015 年における有明海全域の底質とマクロベントス群集の変化. 日本ベントス学会誌 75: 54-64.

資料 5

堤 裕昭 2021. 有明海の赤潮頻発に端を発する生態系異変のメカニズム. 日本ベントス学会 誌 76: 103-127.

本件の連絡先

日本ベントス学会自然環境保全委員会諫早湾問題検討委員 佐藤慎一(静岡大学理学部地球科学科教授)

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

Tel: 054-238-4791 e-mail: sato.shinichi.c@shizuoka.ac.jp